

委員長代理の決定について

平成 28 年 1 月 日  
個人情報保護委員会決定

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 58 条第 2 項に基づき、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を次のとおり定める。

委員長代理は、 委員とする。